

「生活口座共有サービス」約款

(趣旨)

第1条 この約款は『「生活口座共有サービス」利用申込書』(以下、「サービス申込書」という。)に基づき、申込者に対し、城北信用金庫(100%子会社含む。)(以下、城北信用金庫という。)と一般社団法人つなぐ相続支援センターが共同で行うサービス(以下、「本サービス」という。)について定めています。

(サービスの内容)

第2条 本サービスの内容は次のとおりです。

- (1) 第5条に定める、サービス申込者(以下、「委任者」という。)が移行型財産管理委任契約付任意後見契約書(以下、「契約書」という。)を作成するためのアドバイス業務
- (2) 契約書に基づき、委任者名義の任意の口座から委任者名義専用口座(以下、「専用口座」という。)へ毎月定期金を振り込む送金業務
- (3) 専用口座に代理人を設定し代理人カードを作成する業務
- (4) 専用口座の入出金履歴を委任者指定の第三者に通知する業務
- (5) その他上記(1)から(4)に付随する業務

(サービスの開始および終了)

第3条 本サービスは、本サービス利用申込日から開始し、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し任意後見契約の効力が発生したときに終了します。

(契約書の作成)

第4条 委任者は、城北信用金庫および一般社団法人つなぐ相続支援センターとの相談に基づき、公証役場にて契約書を作成します。なお、公証役場に支払う手数料等は、委任者が公証役場に直接支払うものとします。

(契約書作成のための業務の範囲)

第5条 委任者が契約書を作成するため、城北信用金庫および一般社団法人つなぐ相続支援センターが行う業務の範囲は次のとおりです。

- (1) 委任者の意思を契約書に反映するためのアドバイス業務
- 2 第1項の業務のための戸籍謄本、不動産登記事項証明書等の取得にかかる費用は本サービスの料金には含まれません。

(代理人について)

第6条 第2条3項にいう代理人は原則推定相続人とし、3親等内の親族でなければならず契約書の受任者および後見人としなければなりません。3親等内の親族以外の場合は城北信用金庫が認めた場合に限りです。

- 2 代理人カードについては本サービス終了または中途解約をもって使用を停止します。
- 3 本サービスについて復代理人は認めません。

(専用口座の入出金履歴を通知する業務)

- 第7条 委任者名義の専用口座の入出金の履歴について、委任者指定の第三者に通知することができます。(以下、このサービスを「通知サービス」という)
- 2 第三者への通知方法は城北信用金庫アプリによる方法とメールアドレスに通知する方法とします。
 - 3 通知は専用口座の入出金があった場合、翌営業日に発信します。
 - 4 第三者への通知がシステムトラブル等で通知不能や通知遅延となった場合、城北信用金庫は責任を負いません。
 - 5 通知する第三者の変更・追加・削除および第三者のアプリ口座の変更、メールアドレスの変更については、その都度委任者から城北信用金庫に所定の書面の届出が必要になります。

(料金)

- 第8条 本サービスに関する料金は、別紙『「生活口座共有サービス」料金表』に記載されたとおりです。
- 2 基本手数料は、契約書完成後、委任者から『生活口座共有サービス』代理人届兼自動振込サービス申込兼通知サービス契約利用申込書(以下、「自動振込サービス申込書」という。)を徴求した時点で、城北信用金庫の請求に基づき、城北信用金庫お客さま名義の指定口座より引き落とします。
 - 3 月額サービス利用料については、自動振込サービス申込書を徴求した翌月10日(休日の場合は翌営業日)から専用口座の入出金の有無にかかわらず、城北信用金庫お客さま名義の指定口座から毎月引き落とします。
 - 4 解約・中途解約の場合は申し出日の属する月の手数料はお支払いください。

(中途解約)

- 第9条 委任者は、本サービス開始後所定の書面をもって、いつでも本サービスを解約することができます。ただし、契約書作成までの間の契約で戸籍謄本等の取得にかかった費用はご負担ください。
- 2 城北信用金庫が解約することが相当と判断した場合には、城北信用金庫は書面の届出がなくても解約できるものとします。
 - 3 前1項および2項の解約時において、業務の進捗状況によっては基本手数料の50%を上限にお支払いいただくことがあります。
 - 4 前1項の申出による解約以外でも以下の場合には、当然に解約となります。
 - (1) 契約書に基づく契約を解除した場合
 - (2) 委任者または代理人が死亡または破産し、もしくは代理人が後見開始の審判を受けた場合

(報告義務)

- 第10条 委任者および代理人は以下の場合には速やかに城北信用金庫に書面で届出するものとします。届出が遅延した場合の専用口座の支払い、通知サービスによるトラブルについて責任を負いません、また、月額サービス利用料の返金も致しません。

- (1) 任意後見契約の効力が発生した場合
- (2) 第9条4項1号および2号の事象が発生した場合

(特記事項)

第11条 サービス申込書をご提出いただいた場合であっても、以下に当てはまる場合には本サービスの提供をお断りすることがあります。

- (1) 委任者と推定相続人その他の者との間で現に法的紛争があり、または法的紛争を生じる蓋然性が極めて高いと認められる場合
- (2) 第6条1項に違反する場合

(反社会的勢力の排除)

第12条 委任者、代理人は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いただきます。

- (1) 暴力団員等が支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 委任者、代理人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いただきます。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて城北信用金庫または一般社団法人つなぐ相続支援センターの信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
- (5) その他(1)から(4)に準ずる行為

3 第1項の各号いずれかに該当したこと、もしくは第2項に該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、城北信用金庫と一般社団法人つなぐ相続支援センターの判断により、なんらの催告なく、本サービスを解除できるもの

といたします。

- 4 第3項の規定により本サービスが解除された場合には、委任者は城北信用金庫および一般社団法人つなぐ相続支援センターに対し、解除により生じる損害について一切請求を行いません。

(善管注意義務)

- 第13条 城北信用金庫および一般社団法人つなぐ相続支援センターは、善良なる管理者の注意をもって本サービスを遂行します。

(管轄裁判所)

- 第14条 本サービスに関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とします。

(協議)

- 第15条 本約款もしくは付帯契約に定めのない事項、または本約款もしくは付帯契約の解釈に疑義が生じた場合については、委任者、城北信用金庫および一般社団法人つなぐ相続支援センターが誠意をもって協議し、円満に解決をはかるものとします。

(約款の変更)

- 第16条 城北信用金庫は以下の場合に、城北信用金庫の裁量により、約款を変更することができます。

- (1) 約款の変更が、委任者の一般の利益に適合するとき。
(2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2 城北信用金庫は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト (URL : <https://www.shinkin.co.jp/johoku/>) に掲示します
- 3 変更後の約款の効力発生日以降に委任者が本サービスを利用したときは、委任者は、約款の変更に同意したものとみなします。

以上

